亀城公園にぎわい BOX 設置・企画運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

亀城公園にぎわい BOX 設置・企画運営業務委託

2 業務内容

仕様書に記載のとおり

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査委員会による選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

4 応募資格

応募者は次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 書類提出時点において、刈谷市入札参加資格者名簿(契約検査課所管)に登録されていること。
- (2) 受注者又は協力事業者において、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第 1項の規定に基づく、建築一式工事につき建設業の許可があり、営業年数が現在ま で引き続き3年以上あること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) この要項に基づく申請関係書類の提出日から選定結果の通知日までの間に刈谷市入 札参加資格停止要領の規定に基づく資格停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (6) 刈谷市暴力団排除条例(平成24年3月27日条例第8号)に定める暴力団員又は 暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していないこと。
- (7) 国税及び地方税について滞納がない法人
- (8) 過去5年以内に、以下の業務実績を有すること。
 - ・イベント企画運営等業務(公共、民間問わず)

5 応募期限等

- (1) 応募期限 令和6年5月31日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 応募方法 持参又は郵送 (メールでの応募は不可)
- (3) 提出部数 正本1部、副本14部 (コピー可)

(副本には会社名は記載しないこと。)

(4) 提出先 後述記載「連絡先・提出先」のとおり

6 質問受付・回答

- (1) 本件に関する質問については、様式第1号を用いてメールで提出すること。 ただし、提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。
- (2) 受付期間 令和6年4月22日(月)から5月2日(木)午後5時まで(必着)
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、刈谷市ホームページに公表する。なお、質問内容によっては、回答しないことがある。
- (4) 回答日 令和6年5月10日(金)(予定)
- (5) 質問先 後述記載「連絡先・提出先」のとおり

7 応募書類

- (1) 提出書類一式は次の通りとし、サイズはA4版(A3折込可)とする。
 - ア (様式第2号) 業務委託申込書
 - イ (様式第3号) 法人等概要書
 - ウ(様式第4号)協力事業者概要書
 - 工(様式第5号)業務実績書
 - 才(様式第6号)業務実施体制計画書
 - カ (様式第7号) 企画提案書
 - キ (様式第8号) 見積書 (押印省略)
 - ク (様式第9号) 誓約書
 - ※ 様式第4号については、受注者が建設業許可(建築一式)を有していない場合の み、提出してください。

8 審査・選考方法

- (1) 審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査 を行い、最も優れた企画提案者を選考する。ただし、評価の平均点が6割未満であった場合においてはこの限りではない。
- (2) 審査委員会は、令和6年6月4日(火)午前9時30分より実施する。 なお、実施の詳細については、企画提案者に別途通知する。
- (3) 発表時間は、プレゼンテーション 15分 (パワーポイント可) 質疑応答 10分程度 している。
 - ※ 発表は会社名を伏せて行うこと。
 - ※ プレゼン時間は変更になる可能があります。(別途通知)
- (4) 審査基準については、以下の審査項目により総合的に評価し選考する。

ア 実績評価(5点)

審査項目	審査内容	
実績	過去5年	イベントの企画運営等業務又はこれらに類似する業 務委託

イ 業務実施方針評価(20点)

審査項目	審査内容	
業務実施体制	円滑に業務を遂行できる実施体制や管理体制が構築されているか	
実施工程計画	各工程の業務量と工程計画の整合が図られているか	
安全対策	参加者や周辺環境等に配慮し、安全に事業実施できる体制になって	
	いるか	
関係者との連携	本事業の実施には、出店者や地元企業等との連携が不可欠であり、	
	円滑な事業の実施に向け、良好な関係を構築することが可能か	

ウ 技術評価 (70点)

審査項目	審査内容	
実施目的と方針	業務委託の目的について適切に理解した上で、本業務の目的達成に	
	有効な企画提案がされているか	
にぎわい BOX の	建築コンセプトが明確な企画提案がされているか	
機能性等	公園来訪者及び出店者に対して、意匠性や機能性などが優れている	
	企画提案がされているか	
	亀城公園の魅力あふれる公園づくり構想のPRについて、効果的な	
	手法が企画提案されているか	
出店・イベント・企画	出店者や地元企業等と連携を図り、本公園の課題解決や魅力促進が	
等	図られるような企画提案がされているか	
管理運営	適切な運営方法や出店者の募集方法などが企画提案されているか	
広報・宣伝	広報及び宣伝等の取組方法において、具体的かつ、効果的な企画提	
	案がされているか	
アンケートの収集・集	アンケートの実施方法、傾向や満足度の把握・分析、業務目的に対	
計・分析	する効果検証において、具体的かつ、効果的な企画提案がされてい	
	るか	

エ 価格評価 (5点) ※定量的に評価

審査項目	審查内容
業務委託費	委託料の上限に対する見積価格の評価

※上限額を超えた提案は失格とする

(5) 選考結果は、応募者全員にメールで通知することとし、電話等による問い合わせは 受け付けない。

9 委託契約

選考により決定した提案書の提案者と協議のうえ、事業実施に係る委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日(月)(予定)

- (2) 委託料の上限
 - 12,000千円 (取引に係る消費税及び地方消費税を含む。)
- (3) 契約に当たっての主な留意事項
 - ア 提案書の提出及び審査委員会の開催は提案内容及び応募者の審査・選考のため のものであること。
 - イ 選考は提案内容をそのまま了承するものではないこと。
 - ウ 契約内容等の協議が整わない場合、業務を遂行できないと認められる場合にあたっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1)「4 応募資格」のない者。
- (2) 同一のプロポーザルに対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (4) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (6) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。
- (7) 委託料の上限額を上回る場合

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案書及び発表資料は原則返却しない。
- (3) 提出された書類等は刈谷市情報公開条例に基づき開示する場合がある。
- (4) 提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 連絡先・提出先

刈谷市 都市公園部 公園整備課 事業推進係 担当 堀場、稲岡、山内

住所 刈谷市東陽町1丁目1番地(刈谷市役所6階)

電話 0566-93-5195 (直通)

Mail kseibi@city.kariya.lg.jp